

創業者支援資金【スタートアップ認定枠】の概要（令和8年4月1日改正）

革新的なアイデアで短期的に成長する企業を岐阜市スタートアップとして認定し、企業の成長の加速化を支援する「岐阜市スタートアップ認定制度」の導入にあたり、当該制度認定者を支援することで、本市が目指すスタートアップ創出を図ることを目的とする。

融資対象者	<p>次のいずれかに該当する方で、岐阜市スタートアップ認定制度の認定を受けた方 ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること</p> <p>①中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>②事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方</p> <p>③中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方</p> <p>④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した方（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされる方</p>
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	3,500万円 ただし、創業者支援資金【一般枠】・【女性・若者応援枠】・【経営者保証不要枠（旧スタートアップ支援枠）】との合計で3,500万円を限度
融資期間	10年以内（据置期間は1年以内） ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする
融資利率	年1.60% （固定金利） 融資実行日から3年間の利子はゼロ（別途要申請）
信用保証料	0.65%～2.10%
信用保証料補填	0.65%～2.10%（中小企業者負担保証料はゼロ）
担保及び保証人	不要
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜市スタートアップ認定制度」の認定を受けたことがわかる書類 ・創業計画書（様式第6号）
融資後支援	創業者が会社を設立して3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェック」を受診するなどのガバナンス向上に向けた支援を実施

※下線部が改正部分